

NPO 法人 ならスポーツクラブ「陸上競技友の会」会則

第1条 (名称及び事務所)

本会は、「陸上競技友の会」と称し、NPO 法人ならスポーツクラブの傘下で活動する団体を指す。事務所を奈良市大森町 286 番地に置く。

第2条 (目的)

本会は、陸上競技を愛好する者が集まり、自らの健康増進と競技力の向上を目指してお互いが切磋琢磨し、またスポーツを通して会員相互の親交を深め、ならスポーツクラブとも連携して地域に貢献できる活動を行う。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、会員相互の日々の練習会の開催及び各種競技大会への参加
- 2、関係機関団体と協力し、会の向上発展を目指す事業
- 3、情報の相互交換を図り会員の福祉向上に寄与する事業
- 4、その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 (会員)

本会の会員は、入会の申し入れがあればだれでも、いつでも入会を拒むことはない。

第5条 (代表者及び世話人)

本会の代表者は、NPO 法人ならスポーツクラブ理事長を充てる。また会の運営にあたり幹事及び、会計各 1 名の世話人を置く。世話人は毎年総会で会員の推薦で決める。任期は 1 年とする。留任は妨げない。

第6条 (総会)

総会は年 1 回以上代表が招集し、事業計画、報告収支決算及び幹事の選出のほか、会の運営に重要な事項などを決議する。議決は出席者の 3 分の 2 以上の賛意で決定する。

第7条 (経費)

本会の経費は、会費及び寄付金などをもってこれに充てる。会費の額は別途に定める。

第8条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

付則 会則は平成 26 年 6 月 1 日よりこれを施行する。

本会の設立年月日 平成 22 年 7 月 3 日